(有)西川経営オフィスサービス
中村会計
事務所便り
2012年9月18日（火）NO.269
地域から明るい未来を作ろう

金沢国税局長殿

請　願　書

金沢国税局長　伏見俊行殿

下記のとおり日本国憲法第16条および請願法に基づきを請願し、貴殿に請願法5条による誠意ある対応を求めます。

一．請願理由

①　金沢税務署長が行った平成24年4月25日付の平成20年1月分ないし平成23年12月分の源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分（第870号）（以下原処分といいます。）において、誤りがありました。（詳細については、別紙「異議決定書（抜粋）」（平成24年8月29日付　金沢法第877号）を添付します。）

この原処分の調査は、「その豊富な知識と経験を生かして、自ら積極的に調査、滞納整理等に当ることとし、その執務を通じて専門官全体の模範となることが必要である」特別国税調査官（源泉所得税担当）○○氏と、上席国税調査官（源泉所得税担当）□□氏が行ったものでした。

その誤りは、別紙のとおり個別的な事実関係についての誤りではなく、基本的な法令解釈の誤りであり、専門官全体の模範となることが必要である特別国税調査官としては、関係する法令の解釈についてあまりにも無知で問題があるといわざるを得ません。

平成24年5月25日、原処分についての説明を受けた際には、○○氏は同様な事例では原処分と同様な処分を行っている旨発言されました。

また、このような問題と調査官の誤りを発見することが出来ず、誤った納税告知処分を行ってしまった金沢税務署幹部の決裁体制にも問題があります。

したがって、金沢税務署では、本件以外にも誤った行政処分が行われている可能性が非常に高いものと思われます。

②　原処分時における税務職員の法令の無理解は①のとおりですが、異議申立の調査時においても、担当の審理専門官（源泉所得税担当）▲▲は、不服審査基本通達（異議申立関係）第84条《決定の手続等》関係の84-1及び84-2により「異議申立の調査」は範囲が限定されているにもかかわらず、平成24年6月12日の再調査で「異議申立の調査」は、全ての事項に及ぶと主張したが、翌日には、その主張を撤回した。指示のあった資料コピー２４０枚を後日提出した。

平成24年6月27日金沢税務署において、国税調査官■■は、所得税法施行令第20条の2第4号解釈について自動車通勤者が有料道路を利用できるのは、平行する一般道路がない等、その有料道路を利用するほかに代替的手段がない場合に限られるとの見解を示し、判例にそのようにあると述べた。後日、条文を示し当方の見解（異議決定と同旨）を主張し、それに反する判例を示すよう催促したところ、判例は示せないが自らの見解（有料道路を利用するのは、代替的手段のないときに限られる）は、金沢局全体の見解である旨述べた。

このように、金沢税務署では、署員の法令の理解があきれる程ない。

③　異動で新たな担当者が引き継ぎ、資料再提示の再調査になった。

二．請願事項

①　過去、金沢税務署の行った国税通則法による更正が可能な期間の源泉徴収に係る所得税の納税の告知処分について同様の誤りを有していないか調査し、誤りがあれば更正すること。

②　税務職員に対し法令・通達その他の研修および教育を行い、法令の適用関係について誤りの無きようにすること。また、納税者の主張について真摯に受け止め、判例・法令等に基づき平易に説明すること。

平成24年9月5日

住所　○○○

中村　弘

前記の通り金沢国税局長に請願書を提出しました。

署審理担当の頑な主張は、そもそも常識の欠落で人間性の問題です。

税務署は服務上、人間性を破壊する現場なのでしょうか。

戦中の特高を彷彿させます。

ファシズムがもうそこまで忍び寄っているようで心配です。税務署は日本語が通じない職員を養成する機関でしょうか。